

## 山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回幹事会）

日時：平成22年11月26日（金） 10：30～11：30

場所：風の博物館 多目的ホール

### <開会>

事務局：

皆さん、おはようございます。

一同：

おはようございます。

事務局：

定刻になりましたので、ただ今から、山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場、第1回幹事会を開催させていただきます。私は本日の進行役を務めさせていただきます、国土交通省四国地方整備局河川調査官をしております新井田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして本日の会議の運営についての注意事項を申し上げたいと思います。ビデオ、カメラ等の撮影は冒頭の挨拶までとさせていただきます。また、携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモードに切り替えをお願いいたします。またお手数でございますけれども、発言の際はマイクのほうを使っていただきますよう、よろしくお願いいたします。その他、議事の円滑な進行のため、報道関係の方、傍聴の方に守っていただきたい事項につきましては、取材についてのお問い合わせおよび傍聴要領というペーパーを配布させていただきました。すでに目を通していただいたと思いますが、趣旨をご理解いただき、以降の議事の円滑な進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それではここで本日の出席者についてご紹介をします。まず幹事会の構成員であります愛媛県土木部長の井上様でございます。

愛媛県土木部長：

よろしくお願いいたします。

事務局：

続きまして、大洲市建設部長の二宮様でございます。

大洲市建設部長：

二宮でございます。よろしくお願いいたします。

事務局：

続きまして、正面向かって右側は西予市産業建設部長の藤中様でございます。

西予市産業建設部長：

藤中でございます。よろしくお願いいたします。

事務局：

最後に、内子町産業建設課長の久保様でございます。

内子町産業建設課長：

久保でございます。よろしくお願いいたします。

事務局：

また、検討主体であります四国地方整備局を代表しまして、本日河川部長の高野が出席させていただいております。

四国地方整備局河川部長：

高野でございます。よろしくお願いいたします。

事務局：

それでは議事に入ります前に、お手元に配布している資料についてご確認をさせていただきます。まず1枚紙の議事次第をお配りしております。それと資料1としまして、「山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約」でございます。続いて資料2としまして、「ダム事業の検証に係る検討について」大臣からの指示文書でございます。続きまして、資料3としまして、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」でございます。最後に資料4としまして「検討手順の概要(案)」でございます。配布漏れ等ございませんでしょうか。もし不備がございましたら事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは会議に入ります。まず最初に検討主体を代表しまして、四国地方整備局河川部長の高野よりご挨拶を申し上げます。

#### <挨拶>

四国地方整備局河川部長：

おはようございます。本日は大変お忙しい中、山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなります検討の場第1回幹事会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。ご案内の通り、山鳥坂ダムにつきましては、とりわけ地元の皆様に長期間にわたりますご迷惑、またご心労をおかけしておるところでございます。誠に申し訳なく思っ

ておる次第でございます。当ダムにつきましては、去る9月28日に、国土交通大臣から私どもの四国地方整備局長に対しまして、検証に関わります検討の指示がございました。関係自治体の皆様のご協力のもとに、去る11月18日には検討の場を設立することができた次第でございます。私ども、四国地方整備局といたしましても、できるだけ迅速に検討を進めまして、対応方針案を取りまとめ大臣に報告できますよう、努力してまいる所存でございます。今後の検討につきましては、ダム事業の検証に関わります検討に関する実施要領細目、これは後ほどご説明させていただきますが、これに基づきまして実施することとなります。検討にあたりましては科学的な合理性、また地域間の利害の衡平性、さらには透明性の確保、これらをはかりながら地域の意向を十分に反映する措置をとりながら進めてまいり所存でございます。皆様とは、この検討の場、あるいは幹事会におきまして、互いの立場を理解し、また検討内容等の認識を深められますよう進めてまいりたいと思っております。どうかご協力のほどよろしくお願いいたします。本日は検討の場第1回幹事会ということで、今後の検討の進め方につきましてご説明をさせていただくこととしております。活発なご議論をよろしくお願いいたしまして、簡単でございますが、冒頭の私のご挨拶とさせていただきたいと存じます。どうか本日はよろしくお願いいたします。

事務局：

それでは大変申し訳ございませんけれども、カメラ撮りについてはここまでということにさせていただいておりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

#### <規約について>

どうもご協力ありがとうございます。それでは次に行きたいと思っております。規約についてご紹介をさせていただきます。この検討の場は11月18日に設置されております。規約を事務局より読み上げさせていただきます。

事務局：

規約につきましては資料の1になります。読み上げさせていただきます。山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約（名称）第1条 本会は、「山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。（目的）第2条 国土交通省四国地方整備局（以下「検討主体」という。）は、山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的に、検討主体と関係地方公共団体からなる検討の場を設置する。（検討主体）第3条 検討主体は、実施要領細目に基づき、山鳥坂ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有

する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する。

(検討の場) 第4条 検討の場は、別紙－1で構成される。2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。3 検討主体は、検討の場を招集し第5条で規定する幹事会における議論を踏まえ議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。5 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

(幹事会) 第5条 検討の場における会議の円滑な運営を図るため幹事会を設置する。2 幹事会は、別紙－2で構成される。3 検討主体は、幹事会を招集し議題の提案をする。4 幹事会の構成員は、幹事会の開催を検討主体に要請することができる。

(情報公開) 第6条 検討の場及び幹事会は、原則として公開する。2 検討の場及び幹事会に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、非公開とする場合がある。

(事務局) 第7条 検討の場の事務局は、国土交通省四国整備局に置く。2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正) 第8条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他) 第9条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則) この規約は、平成22年11月18日から施行する。

続きまして、別紙－1になります。「山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成。構成員－愛媛県知事、大洲市長、西予市長、内子町長。検討主体－四国地方整備局長。(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

続きまして別紙－2です。「山鳥坂ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の構成。構成員－愛媛県土木部長、大洲市建設部長、西予市産業建設部長、内子町産業建設課長、検討主体－四国地方整備局河川部長。(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。以上であります。

事務局：

ただ今の規約につきまして、何かございますでしょうか。

大洲市建設部長：

よろしいですか。

事務局：

はい、どうぞ。

大洲市建設部長：

大洲市の二宮でございます。ただ今、規約の提示があったわけでございますが、これから実施されます山鳥坂ダムの検証が、大臣がよく申されます「予断なき検証」というふうに言われますが、関係者の皆様方が、このことがご理解をいただけるのかという観点で何点かご質問させていただきたいと思っております。まず1点目は、検証に当たっては第三者が行うべきではないか、というようなご意見もあるように聞いておりますが、河川管理者が検証主体になる理由について、お尋ねをいたします。それから2点目でございますが、検討の場の構成員の基準でございますが、特に民間の方々のご参加を検討されたのかをお伺いしたいというふうに思っております。それから3点目でございますが、規約の第3条に規定されます関係住民からの意見聴取ということがありますが、中間取りまとめの際にも意見募集というふうなものがございました。私たちも意見を申し上げましたが、提出側から言いますと、意見反映の姿というものが私らの目に映ってこないというか、どのように反映されたのか、非常にわかりづらい点がございます。今後ですね、予定される意見聴取につきましてはですね、まあお互いがボールを投げあうというか、そういう意見の交互の交通がとれるように要望しておきたい、というふうに思っております。最後に話は少しずれますが、地域の方々はですね、ダムに翻弄されて日々生活を続けておられます。今後もしかりであります。そういうことの実情、または地域の方々の心情というものをご賢察をいただきまして、その生活再建、生活補償ということにつきまして、この検証に先行するというか、前向きに、ご検討をいただくことをお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。どうか、よろしく願いいたします。

事務局：

はい、どうもありがとうございます。それでは、最初の第三者がその検証を行うべきとの意見があるが、ということについてと、2つ目の構成員の選定の基準ですが、こちら辺について事務局のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

事務局：

1つ目のご質問の件でございますけれども、また後ほど実施要領細目につきましてはご説明をさせていただく予定となっておりますけれども、9月28日に大臣から整備局長に対しまして、検証に係る検討を進めるようにという指示が出ておりまして、この中の実施要領細目に沿って検討を進めるよう指示がされておるところでございますが、これに基づきまして整備局が主体となって検討を進めていくということになっているという状況でございます。そして、2つ目の質問、一般の人を加えないのかというご質問でござ

ざいますけれども、こちらも実施要領細目に記されている検討の場、こちらの記述からいたしまして、一般の方を加えることにはなっていないということがございまして、今回この場には、一般の方を加えていないという状況になっております。なお、検討の過程におきまして、主要な段階におきまして、パブリックコメントを行う予定になっておりますし、関係住民からご意見を伺うということも実施要領細目の中で位置づけられているということでございますので、ご理解いただければと思っております。

事務局：

その後の住民の意見聴取にあたっては、双方向の考え方でやるべきだ、あるいはその後の地域の方はダムに翻弄されてきた、その実情、心情を汲み取って生活再建を検証作業とは切り離して行ってほしい。こちらの2つはご要望という形でよろしいでしょうか。高野部長、何かありますでしょうか。

四国地方整備局河川部長：

2点についてはご要望ということで承らせていただきましたが、1つ目の住民の方、地域の方の意見の反映という点については、地域の声、あるいは関係者の声、意見をどう反映するか、この辺は盛り込まれてございますので、それらの規定を紹介させていただきながら、それらの運用の中でしかるべき対応をさせていただくと、このように考えている次第でございます。それとあと、地元の皆様方の生活再建に関するいろいろな声、特に強いご要望、これは従来から我々も承っているところでございます。今日この場でも出た趣旨につきましては、私どもとしましても国土交通本省のほうに、きっちりつないでいく、このような形での対応を引き続きさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局：

大洲市さん、よろしいでしょうか。他に、この規約につきまして何かございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。それでは次に進めさせていただきたいと思えます。続きましては、今後の検討の進め方についてということで、検証の進め方等について事務局よりご説明をさせていただきます。

**<今後の検討の進め方について>**

事務局：

まず資料の2、こちらをご覧ください。こちらが国土交通大臣から四国地方整備局長あてに出された文書となっております。9月28日に出されております。ここで下記のダム事業について検証に係る検討を進められたい、となつてございまして、山鳥坂ダムにつきまして検討を進めるということになっております。

続きまして資料の3です。こちらの文書は、国土交通省河川局長から四国地方整備局

長あてに出された文書になっております。こちらではダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について、ということをございまして、先ほど資料の2の大臣からも指示しているところであるが、詳細についてはこの要領細目を別添のとおり定めたので通知する、ということになってございまして、本細目に基づきまして、検討を進めていくということになります。そして、別添、実施要領細目のご説明をしたいと思います。

第1、目的となっておりまして、この細目の目的が示されております。「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領、こういったものが別にあるわけでございますけれども、これに基づきまして、今年の9月から臨時的に、かつ一斉に行うダム事業の再評価を実施するための運用を定めることを目的とする、というふうにされております。

続きまして第2、対象とする再評価ということをございまして、先ほどの資料2でご説明したとおり、山鳥坂ダムが対象になっているということをございます。2の用語の定義でございますけれども、この「検証」というものの定義が示されてございまして、(3)に定める検討主体、これは四国地方整備局のことをございまして、四国地方整備局が(2)番に定める検証に係る検討を行うということになっておりますけれども、これにつきましては第3、第4の項目に示されている検討の方法のことを指してございまして、その検討の結果の報告を踏まえて国土交通大臣が判断する過程全体をいう、ということになってございまして。

続きまして第3、再評価の実施になります。(1)番、検証に係る検討の手順となっておりまして、まず必要に応じましてダム事業等の点検を行うということになっております。そしてダムの目的別に検討を行うということとされております。目的といたしましては、ここには洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持等となっておりますけれども、山鳥坂ダムにおきましては、新規利水がございませぬので、洪水調節と流水の正常な機能の維持、この2つの目的について検討を進めていくということになります。その後ろに例が示されてございまして、洪水調節の場合、ダムを含む案とダムを含まない複数の治水対策案の立案を行いまして、そのそれぞれの案の評価軸ごとの評価を行って目的別の総合評価を行う、となっております。このような手順で目的別に検討を行いまして、これらを踏まえて最終的に総合的な評価を行うとなっております。検討主体は、対応方針(案)を決定いたしまして、国土交通大臣に速やかに検討結果を報告するというようになっております。検討の過程におきまして、情報公開、意見聴取等の進め方につきましては(2)番に示されております。ここには科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するため、措置を講じるために、このような情報公開ですとか意見聴取を行っていくということになってございまして、①といたしまして、この検討の場これを設置いたしまして、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める、ということになっております。②番、検討の過程におきまして、検討の場の公開するなど情報公開をするとともに、主要な段階でパブリックコメ

ントを行うということになっております。③学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長などから意見をお聴きするということになっておりますし、また費用を負担することになる都道府県の意見をお聴きするということになっております。このお聴きする時期につきましては、事業評価監視委員会の意見聴取の前までであるということになっております。(3)対応方針(案)の等の決定ということをございまして、検討主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針、対応方針と言いますのは事業を継続する方針であるか、あるいは中止の方針であるか、こういった原案を作成いたしまして、事業評価監視委員会の意見をお聴きし、対応方針(案)を決定するということになっております。(4)資料の提出先の項目ですけれども、決定した対応方針(案)につきましては検討主体が国土交通大臣に速やかに検討結果を報告するということになっております。その報告書の構成例につきましては、別添資料の1に示されているような構成で報告書を作成するということになってございます。 具体の検討の進め方の中身につきましては第4に示されております。

第4、再評価の視点ということをございまして、(1)番、事業の必要性等に関する視点ということで、①番、事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況(検証対象ダム事業等の点検)ということになっておりまして、流域及び河川の概要ですとか、検証対象ダム事業の概要について整理を行うということを行います。そして必要に応じまして総事業費等の計画の前提となっているデータ等につきまして詳細な点検を行うということになります。また、②にございまして、事業の投資効果、費用対効果分析、こういったものもあわせて行っていくということになります。(2)番、事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点ということで、①番として、まず複数の治水対策案を立案するということになっております。先ほど申し上げたとおり、ダムを含む案、その他に検証対象ダムを含まない方法による治水対策案、これを必ず作成するということになります。肱川におきましては、河川整備計画が策定されてございますので、河川整備計画、これを基本として、複数の治水対策案を立案する場合にも、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案するということになっております。第二段落目でございますけれども、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を立案する場合には、当該ダムに代替する効果を有する方策の組み合わせの案を検討することを基本とするとなっております。さらに第三段落目で河道掘削、引堤、遊水地こういったものがこれまで代替案としてはよく用いられてきておりますけれども、こうした河川における対策に加えて、流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとなっております。その後続きます1)番から26)までの、こういった治水対策案を参考に検討を進めていくということになっております。1)番から26)番の黒丸の細かい説明は省略させていただきます、12ページになります。

12 ページの中段から、各方策の効果を定量的に見込むことが可能かということで、1



番から 26 番までに示されているそれぞれの方策につきまして定量的な評価が可能か、という視点で 4 段階の分類がここでなされております。また、ローマ数字の ii) におきましては、各方策が従来の代替案の検討に使われてきたかという視点で 3 段階の分類をここでしているということになっております。こういった形で治水代替案を立案していきますと、こういった案の数が非常に多くなる場合が想定されます。

その場合の概略評価による治水対策案の抽出というのが②の項目になっております。この多数の治水対策案から 2～5 案程度の治水対策案を抽出するという作業が②に示されておきまして、2つの手法がここで示されております。1つの手法が 1) 番にありますような棄却という方法でございまして、制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いというものであったり、治水上の効果が極めて小さいと考えられる案、コストが極めて高いと考えられる案、こういった案につきましては、明らかに不適當と考えられることとなりますので、治水対策案から除くということになります。また 2つ目の方法といたしまして代表化という手法が示されておきまして、同様の治水対策案がある場合には、その中で最も妥当と考えられる案を抽出する、ということで遊水地がいろんなところで作れるというような場合には、最も妥当と考えられる案を抽出するということになっております。

続きまして③の評価軸になります。評価軸につきましては、ここで 1～7 番まで 7つの評価軸が示されております。安全度、コスト、実現性、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響、こういった 7 項目になってございまして、治水対策案につきましては、こういった 7つの評価軸で評価をしていくということになります。施設の整備状況ですとか、事業の進捗状況等、こういったものを原点として検討を行うということになります。従いまして、コストの評価に当たりましては残事業費を基本として、コストの算出を行いますし、ダム中止に伴って発生するコストですとか社会的影響等も含めて検討するということになってございまして、評価軸の細かい説明はここでは省略させていただきます。と思っております。

続きまして 20 ページになります。ここで④とありますが、これは利水等の観点からの検討ということで、2つ目の目的別の評価の部分に関することとございまして、山鳥坂ダムにおきましては、新規利水がございませんので、この細かい説明は省略させていただきますけれども、この④の中での代替案がどんなものがあるかということと、評価軸について 3つの評価軸が示されております。

続きまして 31 ページのローマ数字の iv) に流水の正常な機能の維持の観点からの検討ということで示されておりますけれども、これが 3つ目の目的別の評価の項目になってございまして、この 3つ目の評価につきましては、先ほど飛ばしておりますけれども、利水の代替案ですとか、利水の評価軸、こういった部分を参考に検討を進めていくということになってございまして。

続きまして 32 ページをご覧ください。⑤総合的な評価の考え方とありまして、まずは

目的別に総合評価を行っていくということになっておりまして、目的別の評価が終わりますと、ダム総合的な評価を行っていくという流れになります。ローマ数字の i) の目的別の総合評価ですけれども、評価軸につきましてそれぞれの確かな評価を行った上で、一定の安全度を確保、ここでは整備計画における目標、これと同程度、これを基本として、「コスト」を最も重視するということになっております。また一定期間内に効果が発現するか、などの時間的な観点から見た実現性を確認するということになっておりますし、環境ですとか地域への影響も含めて全ての評価軸により総合的に評価する、となっております。また特に重視する評価軸により評価を行う場合等には、その理由を明示するということになってございます。同様な評価、総合評価を流水の正常な機能の維持等にも行いまして、目的別の総合評価を行っていくということになります。ローマ数字の ii) ですけれども、検証対象ダムの総合的な評価ということで、目的別の総合評価の結果が、全ての目的で一致しないような場合、こういった場合も想定されるわけですけれども、そのような場合には、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価を行っていくということになっております。以上が実施要領細目の概要ということになっております。

続いて資料の 4 になります。先ほどの実施要領細目は、手順につきまして書かれておるんですが、時間的な流れが少しわかりにくいところがあるかと思いついて、こちらの資料をご用意しております。こちらの資料の 4、上のほうになりますけれども、検討の場の設置、これが 11 月 18 日に行ったものでございまして、検討手順の確認が、この場で行っている内容となっております。その後、検討の場におきまして現事業の点検ですとか、洪水調節の観点からの検討、流水の正常な機能の維持の観点からの検討、こういったものを進めてまいりまして、総合評価を行い報告書（案）を作成いたします。ここまですべて検討の場において検討する内容となっております。その後、関係住民からのご意見ですとか学識者のご意見をお聞きしまして報告書を作成いたします。またあわせて対応方針の原案を作成いたしまして、関係地方公共団体からのご意見をお聞きし、事業評価監視委員会の審議を経まして、対応方針案を作成いたします。これを国土交通大臣へ報告するといった、これが一連の流れということになってございます。以上でご説明を終わりにしたいと思います。

事務局：

はい、それではただ今の実施要領細目及び検討の手順に関しまして何かございますでしょうか？

愛媛県土木部長：

愛媛県です。昨年の 10 月に突然、全国の建設中のダムが凍結されてから、大体 1 年たつて、やっとこの検証の場がスタートしたということになっておりますが、この肱川の

場合はですね、現に近年洪水被害に見舞われている、現実的にその被害が出ているという河川でありますので1日も早くこの検証を仕上げて事業を再開するという事は、現在この流域の安全、治水を守る立場からすると、これはもう必死になっておりますが、この先ほどの説明で、検討の進め方の中にいつまでにという期限的なものが何も明示されていませんが、今言いましたように、やはり突然凍結された状態ですので、できるだけ早く再開するというのは、これは当然だろうと思っておりますので、その辺のいつまでに結論を出していくのか、その辺の目標があれば少しお聞きしたいのですが。

事務局：

はい。高野部長、お願いします。

四国地方整備局河川部長：

今の愛媛県からのお話がありました通り、まさにこの肱川は平成16年、17年の水害をはじめ、やはり近年、他の川と比べても非常に激甚な水害に頻繁に見舞われている、そういうやはり川の状況が今現在でもやはり続いているという認識を我々も持っているところでございます。そういった意味では、やはり1日も早く治水の安全度を向上させていく、これが我々河川行政の中でも特に重要な課題という認識は、従来からもまた、これからも持ち続ける必要がある、そういう川だというふうに思っております。そういった中で、この度こういう形で山鳥坂ダムの検証の作業に着手するという状況に至った次第でございます。先ほどの実施要領細目、かなり膨大な資料で事細かな内容を書かれたものをご紹介させていただきましたが、かなりきめ細かな作業が求められておるといように、我々も認識しておるところでありますし、当然これらの作業をしっかりとやっていくということがまさにこの検証の目的でもございますので、それらの対応は我々も当然、十分努力してまいろうというふうに思っております。ただ、今のいつまでにというイメージのお話がありましたけれども、これだけの作業がありますので、それもまた今回はじめての作業ということになるわけでもありますので、恐縮でありますけれども今時点でいつまでに、ということをお私ども申し上げられるような状況にはございません。ただ、冒頭にも申し上げました通り、まさにその作業そのものを迅速に進めまして、できるだけ早いタイミングで対応方針（案）をとりまとめまして大臣に報告する。この努力は私ども最大限はらってまいりたいというふうに思っております。是非また皆様のご協力もあわせてお願いいたします。よろしくお願いたします。

事務局：

よろしいでしょうか。

愛媛県土木部長：

たぶんもう今の時期ですので、実質的に23年度の予算に反映することは、たぶん難しいんだらうと思いますが、最近のマスコミの報道を見ますと、八ツ場ダムあたりが、来年の秋までには結論を出したいというふうな、国のほうの大臣の発言もありましたので、たぶんこれは24年度の予算に間に合うまでに、というふうな含みだと思っております。少なくとも、そういうふうな話も今見聞きしておりますので、是非、この山鳥坂ダムにつきましても、少なくとも24年度の予算までには間に合う時期までに、是非結論が出るようお願いをしたいと思います。これは要望としてお願いしておきます。

事務局：

他にございますでしょうか。はい、西予市さんどうぞ。

西予市産業建設部長：

西予市でございますが、今回の肱川水系関係自治体として、今回検証に同席をさせていただきました。西予市では宇和地区におきまして肱川水系河川整備計画に沿って、現在河川改修をしていただいております。基本的には山鳥坂ダムについては賛成でございますが、今後、洪水調節それからまた治水対策と環境への影響等、多面にわたって検討されますけれども、検証結果を十分尊重して今後行きたいと思っております。そういうことで次回の幹事会の実施時期はいつごろかなと思っておりますが、わかれば教えていただければと思います。

事務局：

はい、それでは事務局のほうからお答えをさせていただきます。

事務局：

次回の実施時期につきましては、現在のところ、まだ決まっておられませんけども、次回の検討内容といたしまして、ダム事業の点検の一部ですとか、治水対策案の適応性の検討、こういったものを議題として考えてございまして、こういった整理がつかまして、日程調整等もさせていただきたいと思っておりますので、また決まり次第、事務局からお知らせしたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

事務局：

他にございますでしょうか。

大洲市建設部長：

よろしいでしょうか。

事務局：

はい、どうぞ。

大洲市建設部長：

大洲市の二宮でございます。今後の進め方、再評価に関して、何点か質問させていただきます。井上土木部長さんのご意見、ご質問と重複する部分もございますけれども、あえて大洲市からも質問、要望をさせていただきたいというふうに思います。まず1点目ですけれども、スケジュールについて、今お話がございましたが、予備調査以来、約28年という歳月の中で、特に水没地域の皆様の経済的な精神的な負担というものは想像を絶するものがございます。工事用道路を昨年8月に着手をされた。また補償直前というふうなときに、一方的にダムを凍結されたという状況でございます。一部の方は生活再建に向けて、前に踏み出したという方もございます。そういう方々の不安を解消してあげる。また生活再建の目処をつけてあげるというのが大洲市にとっては、一番重要な課題だろうという風に思っております。今後の検証の結果、またこのご判断というものを早期に出していただきたいというのが1点目でございます。それから2点目ですけど、28年の歳月の中で、紆余曲折いろいろあったわけでございます。流域住民がこの平成16年に策定されました、河川整備計画というものを選択したんだという風に私は考えております。そういう中で、実現性という項目がございましたけれども、評価軸の中にあるわけでございますが、地域にとって、補償寸前であるという事実、もう1点はアセスを実施したというような経過もございます。そういう内容について、この再評価実施要領細目に、このような経過、そういう民意をくぐった経緯というものを、要因として配慮されるべきものだという風に思いますが、検討主体のご意見をお伺いしたいと思います。3点目は、本日具体的な説明はなかったわけです。内容もないわけでございますが、今後の検証でお示しをされるデータ、または解析等につきましては、市民の皆様にもご理解ができる、わかりやすい内容にさせていただきたいというのは要望ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局：

1点目は早期にというご要望ということでよろしいでしょうか。2点目のほうは評価軸に、このダム事業の経てきた経過、経緯を配慮すべきであるが、検討主体としてどう考えるかというご質問、3点目はデータ等今後公開する情報については市民の方にもわかりやすい形でお願ひしたい。こちらのほうもご要望という形ではよろしいでしょうか。そうしましたら、2点目のご質問につきまして、事務局のほうからお答えをさせていただきたいと思ひます。

事務局：

評価軸につきましては、先ほどのこれまでの経緯につきましては、確かに含まれていないという状況になっております。ただ、先ほど部長からもお話がありました通り、地元のご意見等につきましては、十分反映していくというような趣旨で情報公開等も行っていくということになっておりますので、ご理解いただきたいということと、あわせて今後、治水対策案の検討評価を進めていくにあたりまして、改めてそういったご意見について伺っていきたいと思っております。

事務局：

評価軸につきましては、ちょっと今日説明を省略をしましたが、また今後、こういった会の中で具体的にそこら辺を議論する機会もあろうかと思っておりますので、そういった機会にまた改めて、その評価軸の追加とか、こういった点に重点を置くべきだとか、ということについては、改めてまたご意見を頂戴したいという風に思います。それでは先ほどのご要望に対しまして、高野部長何かございますでしょうか。

四国地方整備局河川部長：

まずは、非常にダム事業が長期間にわたっている、それを踏まえた迅速な対応というご意見、これは強いご意見だというふうに承りました。先程来申し上げました通り、具体的にいついつまでという風に今時点私どもでできる状況にはございませんが、とにかく検討作業につきましては迅速に進めてまいります。それを踏まえて、できるだけ早期に対応方針案を取りまとめると、こういうことに向けていきたいと、このように思う次第でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。そういった中で、先ほどございました地元の皆さんの、特に生活との関係のお話、この辺はもうまさに切実なるお話ということで、改めてこの場で伺わせていただひている、ということだと思ひます。ただ、この検証の場で直接的に生活再建についてご議論をするという場では、ちょっと性格的にもございませんので、今日いただきましたご意見につきましては、私どもの伺わせていただいた内容を本省のほうに伝えてまいるといふようなことを、引き続き対応してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局：

よろしくお願ひします。他に何か、はいどうぞ。

愛媛県土木部長：

これからの検証にあたっては、先ほど説明があつたように、26の示された項目の中から、ここに書いてあるように3つから5つの現実的な案を出して、そこから具体的に共有する、つめていくという話になるんだろうと思ひますが、先ほども話が出ましたように、今日は進め方とか規約の説明の場ですので、細かい話はいたしません、是非、26

の施策の中から、この流域について現実的な案を絞り込む段階におきましては、地域それぞれの思いとか考え方とか歴史とか、その辺を持っていますので、是非ですね、一番ポイントになるのはそこだろうと思いますから、その時点でまた、再度意見をこの幹事会を開いていただいて、しっかりとさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

事務局：

他にございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。そうしましたら今回の議事につきましては以上で終わりということではありますが、最後に事務局のほうから、先ほど会議の中でも申し上げましたけれども、次回の会議につきまして、若干ご連絡をさせていただきたいと思います。次回の会議につきましては、ダム事業の点検の一部というふうに先ほど申し上げましたけれども、この肱川流域の概要でありますとか、肱川河川の概要、また検証ダム事業のですね、山鳥坂ダム事業の概要としまして、目的、これまでの経緯、また現在の進捗状況、こういったことについてご説明をさせていただくとともに、治水対策案の適応性の検討ということで、現在のダム案を含めて26の案のこの肱川流域への適応性の検討、こちらのほうを議題の中心としまして、開催をしたいという風に思っております。日程については、ちょっと現在のところまだ未定でございますけれども、後日事務局のほうから、改めて日程調整をさせていただいて、皆様の都合のあう時に開催をしていきたいというふうに考えております。それでは以上を持ちまして、どうぞ。

愛媛県土木部長：

構いませんか。

事務局：

はい、どうぞ。

愛媛県土木部長：

くどういようですが、大洲市さんが言われました生活再建について、県のほうから再度、この検討の場とは少し趣旨が違うかも知れませんが、この際一言だけ要望させていただきますが、今、直轄ダムで48ダム、50弱で止まっていますけれども、この山鳥坂ダムが置かれている状況は、他のダムとは全く違うものだと思っております。と言いますのは、他のダムにつきましては、一応凍結はされていますが、すでに生活再建分野、たとえば用地買収でありますとか、付け替え道路でありますとか、そういうものについては少し進んでいたもので、今年度の予算がついて、それなりに進んでいると。この山鳥坂ダムだけは実態としてはそこまで進んでいたんですが、国にそこを認めてもらえずにすべてが

止まっている、生活再建はすべてが止まっているということですので、この検証の場の目的とは若干違うんだらうと思いますが、山鳥坂ダムが他のダムとは若干違う、全く違う。生活再建分野が、予算も今年の一つもついておりませんし、全然進んでいない、ということのを是非念頭に置いてもらって、この検証を早く進めていただきたいということと、やはりこれは国において一方的に止められた結果で住民が困っているわけですので、やはりできるだけ早く何らかの生活再建分野、国において手立てができないかどうか。それは是非、また県としても国のほうには直接要望はしていますが、この検討が進む場でも、また意見のほうを上げていただきたいと思っています。昨年から地元住民の方々に対しましては、県、市、合わせてどうのご要望があるか、お聞きはしているのですが、やはりその県も市もできる範囲というのは、限られておりますので、やはり凍結した国において、できるだけ早く再建的な手だてができるように、再度また強くお願いをしておきます。

事務局：

高野部長。

四国地方整備局河川部長：

先ほど来の大洲市さんのご要望と、今の愛媛県さんのご要望、まさに地域の本当に重い声だというふうに思っております。しっかりこれを伝えてまいる、そういう努力を引き続きさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

**<閉会>**

事務局：

よろしゅうございましょうか。それでは以上を持ちまして、第1回幹事会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。